

質問要旨 令和 2 年度の空家調査では、前回調査からの変化をどのように把握するのか。①総体的な把握、②ストックの有効活用、③問題解決など重点をおいて調査するのか。

答弁要旨

今年度実施しております空家等実態調査業務では、平成 27 年度の調査で把握した空家に加え、その後新たに発生した空家の調査を行っております。今回の調査により、市内にある空家の総数とその位置や建物の危険度、利活用の可能性を判定するほか、前回調査との比較により、空家の利活用の状況や建物の劣化の進行状況を把握することとしております。

また、本調査で見つかったストックとして活用できない危険な空家については、順次、受託事業者からの報告を受けており、その都度、所有者を調査し、指導等を行っております。

(次ページへ続く)

今後、この調査結果と、令和3年度に予定している所有者へのアンケート調査の結果から、これまでの施策の効果を検証し、次の施策展開につなげていきたいと考えております。

以上

(医務監答弁)

久保議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

福祉関連部局と連携して、どのように問題事例に対応しているか。

答弁要旨

多頭飼育問題は、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題が複雑に絡んで発生する事例が多くみられるため、本市においては、昨年度から福祉関係部署との連携会議を設けるとともに、日頃の訪問活動等を通じて収集した情報の共有を図ってきたところです。

現在、多頭飼育問題は、前回より1件増え、13件ございます。13件のうち、解決した事案は6件、解決予定事案は3件、未解決事案は4件でございます。解決できたケースの中には、動物愛護センター職員がケースワーカーと合同で訪問することで、飼い主との面談が可能となり、猫の不妊手術や譲渡を進めることができたため、猫の適正頭数での飼養に繋がったものもございました。

以上

質問要旨 平成29年6月の地方自治法の一部改正は
具体的にどういった事象に対応するために改正された
ものと考えているか。

答弁要旨

平成29年6月の地方自治法の一部改正におきまして
は、地方公共団体の業務について、適切かつ効率的に
行えるようにするルールをつくり、それを守る仕組みを構
築することに伴う体制整備、いわゆる内部統制を行うこ
とをねらいとしたものと考えております。

この内部統制の対象としましては、改正法は、財務に
関する事務のほか、その管理及び執行が法令に適合し、
かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある
事務を対象としておりますことから、具体的には、金額
誤りを含む不適切な公金の支出を防止することのほか、
地方公共団体の基本的な事務であります適正な文書事
務の執行や、公共の福祉に則った市民のための適正な
サービスの提供の確保といったものが対象となると考え
ております。

以 上

質問要旨 令和2年度の空家調査では、Cランクの再調査で更に劣化が進んだものを調査しないのか。

答弁要旨

先ほど申し上げたとおり、現在実施している空家等実態調査では、前回調査のCランクの物件を含めて全ての空家を調査し、それらの状況を判定しますので、前回調査と比較した建物の劣化の進行状況も把握いたします。

議員ご指摘の仕様書の記載は、修繕などの措置が行われた形跡がある場合には、その措置の内容を把握できるように特記したものでございます。

以上

質問要旨 空家調査に接道状況や大体の建築年を調査すべきと考えるがいかがか。

答弁要旨

空家等実態調査は、受託事業者が雇用した複数人の調査員が外観目視によって判定しているため、例えば外壁等のリフォームを行ったものがあるなど、建物の使用状況によっては正確に把握することができず、外観目視による建築年の推測は難しいと考えております。

一方、前面道路の幅員や接道状況については、ともに「4メートル以上」、「2メートル以上4メートル未満」、「2メートル未満」の3段階で調査しており、建物の状況と合わせて利活用の可能性についても本調査において一定把握できるものと考えております。

以上

質問要旨 空家の解決までに年月がかかるが、近隣は所有者の自主性や行政の対応を待つしかないのか。

答弁要旨

市が危険な空家の改善に向けて所有者を特定する際に、近隣の方から情報提供いただいたことで、速やかに所有者を特定し、改善できた事例や、地域の方が空家の所有者と、日頃からの付き合いを通じて、直接、所有者に解決を促している場合もあることから、日頃から、近隣の方とコミュニケーションをとり、顔の見える関係づくりをしていただくことが、解決の一助となると考えております。

以上

質問要旨 接道していない土地の所有者へ、解決の方法を告知できないか。

答弁要旨

建物が建築基準法上の道路に接道しているかどうかについては、これまでは窓口に来ていただかないと確認ができませんでした。今年9月より建築基準法上の道路の種別を地図に落とし込んだものをホームページで公開しており、その中で接道の救済措置を受けられる道路と、できない道路を色分けして表示する取り組みを始めております。

なお、現時点で救済措置を受けられない道路となっても、条件によっては救済措置を受けられることが可能であることから、そういったものも含めて今後とも個別に窓口で相談に乗っていきたいと考えております。

以上

質問要旨 建替えができる物件の解体費用の貸付など、
空家を減らす方法はないか。

答弁要旨

議員ご提案の制度は、土地と建物の所有者が異なる場合には、建物所有者が土地の売却益から返済の資金を得ることができず、また、所有者が同一のものも、基本的には空家を解体せずとも市場での流通が可能であるため、建物解体費用の貸付制度につきましては、実施困難と考えております。

以上

質問要旨 空家バンクの活用実績が無いが、市民が利用しやすいよう見直しすべきではないか。

答弁要旨

空家バンクについては、問い合わせ内容や所有者の反応などから、本市のような都市部では不動産事業者による空家の流通が一定機能しており、現行の空家バンクの利用促進を図ったとしても登録件数の増加は見込まれないことから、制度の抜本的な見直しの検討が必要であると考えております。

以上

質問要旨 危険な空家を対象とした損害賠償保険への加入について、検討の進捗状況はどうか。また、来年度の予算化に向けた課題はあるか。

答弁要旨

所有者不明の空家を対象とした損害賠償保険への加入については、現在研究中ではありますが、損害賠償保険は一般的に所有者や使用者が加入する制度であるため、誰が加入者となるのかや、保険金額の設定などの課題があり、引き受けていただける保険会社が現時点では見当たらない状況でございます。

以上

質問要旨 損害賠償保険の他に近隣住民が安心して生活できる方策はないか。

答弁要旨

近隣住民が安心して生活ができるよう、所有者の自主的な解決を促すための働きかけに引き続き務めていくほか、空家の解消や適正管理の促進が期待できる先進的な取組の他都市事例について研究して参ります。

以上

質問要旨 空家の情報を部局横断的に共有し、監視や啓発など行う体制を構築できないか。

答弁要旨

空家対策の取組状況や課題の共有、部局横断的に連携すべき内容の協議については、既に関係課との連携を実施しております。

議員ご提案の職員が情報を共有できるシステムの構築についても、空家対策の取組促進に有意義であると考えており、現在、庁内の関係課において空家情報を安全に共有する手法を検討しているところでございます。

以上

(医務監答弁)

久保議員 2011 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

改修施設での相談室の確保はできたのか。

答弁要旨

今回の施設改修は、限られた財源やスペースでの取り組みであるため、相談室を設けることはできませんが、現在、保健所等の公共施設や、貸館施設を活用する中で、相談室機能を確保できるよう検討を進めているところです。

以上

久保議員 2012 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

多頭飼育不妊手術助成金の対象条件とこれまでの執行状況はどうか。

答弁要旨

この助成金は、原則として「市内に住所を有し、動物を屋内で多頭飼育している者で、経済的・身体的理由により、不要な繁殖を制限することが困難で、周辺的生活環境を悪化させる恐れのある者」が交付の対象となります。

次に執行状況につきましては、平成30年度が0件、令和元年度が4件・26頭に対し約15万円、令和2年度が11月末現在で、6件・30頭に対し約24万円の執行となっております。

以上

久保議員 2013 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

多頭飼育危険度チェックリストを配布し、スクリーニングを実施しているとのことだが、どの部署がどのように対応しているのか。

答弁要旨

多頭飼育危険度チェックリストにつきましては、昨年度の民生委員新任研修会において、多頭飼育問題の現状を説明するとともに、地域活動において活用していただけるようお願いしたところですが、現時点において、民生委員の皆様からの通報はございません。

一方で南北保健福祉センターの保護担当部署には、多頭飼育問題に関する啓発チラシを配布し、これまで情報提供を求めておりましたが、令和2年1月以降、ケースワーカーから4件の相談が動物愛護センターに寄せられており、うち3件はすでに解決に至っております。

以上

久保議員 2014 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

国のガイドライン骨子(案)を基に、いつまでにどのような対策を立てる予定ですか。

答弁要旨

今回のガイドライン骨子(案)では、「飼い主の生活支援」や「動物の飼育状況の改善」、「周辺環境の改善」を問題解決に必要な観点として位置付け、個々の事例ごとに発生要因を把握し、分野横断的に多様な主体や関係者が連携することが重要であるとされています。

現在最も大きな課題は、動物愛護センター単独で飼い主に関わるのが難しい点であり、今後は、民生委員、ケアマネージャー、ケースワーカー等、飼い主に寄り添っているそれぞれの部署が、各々の責任において対応するとともに、個別のケースについて、より効果的に関係部署が連携できるよう、国のガイドラインが公表後、すみやかに体制を整えてまいりたいと考えております。

以上

久保議員 2015 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

多頭飼育問題があった飼い主の適正飼養頭数はどれぐらいと考えているのか。また飼い主に、引き続き、飼育させる事に対する対策はどのように考えているのか。

答弁要旨

多頭飼育問題における適正飼養頭数につきましては、飼い主の経済状況や健康状態、年齢、性別等、それぞれの置かれた状態が異なるため、一概に申し上げることは難しいと考えています。

また、多頭飼育問題があった飼い主の継続飼育が困難な場合、不妊手術や譲渡を促すことで飼養可能な頭数まで減らすことを指導します。一方、継続飼育が可能な状態の方につきましては、適正に終生飼養ができるよう、屋内での飼育や糞尿の管理、エサの与え方等について改めて指導するとともに、その後の飼育状況を把握し、適宜、アドバイスをを行います。

以上

久保議員 2016 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

改修後の施設は収容頭数が30頭と少ないが、子猫専用にするのか。成猫はボランティア保護に依頼するか、動物愛護センターに持ち込み殺処分となるのか。

答弁要旨

新しい収容施設は、動物愛護センターの限られたスペースに設置するものであり、また適切に飼育するためには15頭につき、獣医師と飼育員を1人ずつ配置する必要があるなど、人事配置上の負担が生じることから、収容頭数を30頭としたものです。

また成猫については、動物愛護管理法に規定する拒否理由に該当しない飼い猫に限り、引き取っております。

収容頭数を超える場合には、ボランティアの皆様に取り引き取りへの協力をお願いすることもあります。動物愛護センターへの持ち込みが直ちに殺処分につながるものではありません。

以上

久保議員 2017 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨

多頭飼育の届出制度を来年度より実施する考えはないか。出来ないとした場合、理由は何か。

答弁要旨

多頭飼育の届出制度につきましては、議員ご指摘のとおり、他市での導入例はございますが、多頭飼育問題があった事例の多くは届出制度を活用していないとのことです。

今後、発表される国の新しいガイドライン骨子(案)において、親族、近隣住民、民生委員等が多頭飼育問題のある方を早期に発見し、見守ることが明記されており、本市においてもこのガイドラインに沿って対応することとしているため、届出制度を導入する考えはございません。

以上

質問要旨 内部統制制度について、都道府県と政令市が義務化され、それ以外は努力義務規定となっているが、近い将来、中核市も義務化されると言われている中、どのように考えているか。

答弁要旨

我々としていたしましては、内部統制制度は、中核市におきましても、将来的には、義務化されるものと考えております。

このため、地方自治法上の内部統制制度

として見直しをして

、形が

い化することなく、先ほども申し上げた取組を通して、より効果が発揮できる仕組みを用意しておくことが必要であるとも考えております。

以上

質問要旨 内部統制制度の導入については、義務化になってから検討し、その後導入すれば良いと考えているか。

答弁要旨

内部統制に資する取組は、組織にとって有益なものとして捉えておりますことから、義務化にとらわれずに、より効果的な仕組みの構築が必要と考えております。

以上

質問要旨 内部統制制度とは、分かりやすく言うと、どのような内容であると考えているか。

答弁要旨

内部統制^{とい}

^{いまの}、組織の運営主体自身がリスクに対し、自己チェックを働かせることにより、不正や誤りを起こさないようにする仕組みと考えております。

以上

質問要旨 監査より指摘を受けている内部統制制度の
肝とは簡潔に何であると理解しているか。

答弁要旨

令和元年度監査結果報告にありますように、内部統制の本質につきましては、

- 1点目として、組織の意義や使命を明確にすること、
- 2点目として、政策目標や施策目標の設定を行うこと、
- 3点目として、実際の業務遂行が、政策目標や施策目標に適合するとともに、いわゆる3Eの視点等を踏まえて行われているかを評価すること、
- 4点目として、先ほどの評価を次の予算編成等に活かすこと、

にあるものととらえております。

以上

質問要旨 質疑応答を踏まえ、本市として内部統制制度をどういう方向性で制度設計していくのか。その中で何が大切で、押さえるところはどこで、これからどうするつもりなのか、以上4点項目ごとにお答えください。

答弁要旨

本市の内部統制制度につきましては、既存の仕組みで十分なものはそのまま活用しつつ、より効果的なものとなるように制度設計を行ってまいりたいと考えております。

また、その中で、内部統制を行うことにより事務の執行の効率性が阻害されることとなつては本末転倒の事態となつてしまいますので、効率性を重視することが大切でございます。

このため、内部統制制度の運用が形がい化しないような仕組みとすることが重要であり、こういった視点のもとに改正地方自治法の内部統制制度の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

内部統制制度についての監査委員の考え方は。

答弁要旨

端的にということですので、極力ポイントを絞って申し上げます。

内部統制の在り方を検討するにあたって前提となる考え方の肝は、

一つ目は、内部統制の本質は何であることを明確に押さえること、

二つ目は、その本質を踏まえた整備・強化すべき内部統制とはどのようなものであるかということ、

の二つでございます。

まず一つ目ですが、内部統制の本質は、その制度導入の歴史的経緯に鑑みますと、「組織目的の達成」を阻害する可能性のある「重要なリスクを適切に統制」するための「手段」であるという事でございます。

したがって、**「組織の達成すべき重要な目的は何か」、「統制内容は目的達成に真に効果があるか」といった検討が肝要でございます。**

(次ページへ続く)

次に二つ目ですが、内部統制は大きく二つ、

- ①諸規程、マニュアル、チェックリスト等の整備といった「統制活動」としてのハードな統制と、
- ②組織風土、人事・業績評価、コミュニケーション等といった、「統制環境」におけるソフトな統制に分類できます。

本市における過去の監査結果を分析しますと、各問題事例は、今申し上げました「統制活動」や「統制環境」のいずれか、又は双方の在り方に起因するわけでありますが、特に根が深く本質的な問題を含む事例についてその要因を考察しますと、前例踏襲・不作為・指示待ち等の悪しき組織風土や、施策評価等における3E視点(有効性・効率性・経済性)の欠如といった、ソフトな統制環境の脆弱さにあると考えております。

内部統制体制の具体的事例として、詳細なチェックリストの作成等ハードな統制活動がよく示されますが、もとより行政においては、規程・ルールの類は民間企業以上に詳細に定められているわけで、これが機能することを阻んでいるソフトな統制環境の整備・強化こそが重要ではないかと考えます。

(次ページへ続く)

すなわち、ハードな統制活動に過度に注力することは、本来の行政サービスに充てるべき人的資源を削ぐなど、経営資源の有効活用という面で問題があるばかりでなく、手段の目的化に繋がることで、組織に形式主義や徒労感を与えることになるのではないかと懸念する次第でございます。

なお、内部統制についての監査委員としての考え方・意見は、平成 29 年の改正地方自治法の趣旨を踏まえた、新しい監査基準に基づく過去 3 年間の監査結果報告書に、各事例の内容とともに、より詳細に表明しておりますので、改めてご参照頂ければと思います。

以上

質問要旨 市長自らが方針を作成し、義務化される前に内部統制制度の専任部署を設け、整備及び運用が出来るよう組織の検討も含め、次年度に向けてどのように考えているか。

答弁要旨

内部統制に係るリスク管理の内部評価につきましては、主として、いわゆる行政管理の側面と行政改革の側面があるといわれておりますことから、総務局のもとで関係部局と調整を行いながら、内部統制に係る仕組みを再構築していくこととしたいと考えております。

こうしたことから、新たに組織を設けることなく取組を進めてまいりたいと考えております。

以上